

平成29年度政務活動費収支報告書

(平成29年4月～平成30年3月)

(円)

氏名	交付総額	使 途				
		調査研究費	研修費	広報広聴会	要請陳情等活動費	会議費
當山達彦	120,000	0	0	0	0	0
大城保	120,000	0	0	0	0	0
佐渡山明	120,000	0	0	2,250	0	0
山田政幸	120,000	0	0	0	0	0
平良幸夫	120,000	0	0	0	0	0
外間勝嘉	120,000	0	0	0	0	0
又吉 薫	120,000	0	0	0	0	0
宮崎 豊	120,000	98,764	0	0	0	0
糸数 昭	120,000	0	0	0	0	0
又吉 貢	60,000	0	0	0	0	0
吉山盛次郎	120,000	0	0	0	0	0
山城良一	120,000	0	0	0	0	0
計	1,380,000	98,764	0	2,250	0	0

(円)

氏名	使 途						残余金
	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	合計	
當山達彦	0	21,525	0	0	0	21,525	98,475
大城保	0	0	0	0	0	0	120,000
佐渡山明	0	39,525	0	6,291	0	48,066	71,934
山田政幸	0	36,900	0	0	0	36,900	83,100
平良幸夫	0	39,816	0	0	0	39,816	80,184
外間勝嘉	0	0	0	0	0	0	120,000
又吉 薫	0	55,847	0	0	0	55,847	64,153
宮崎 豊	0	36,840	0	0	0	135,604	0
糸数 昭	0	0	0	0	0	0	120,000
又吉 貢	0	0	0	0	0	0	60,000
吉山盛次郎	0	47,916	0	0	0	47,916	72,084
山城良一	0	36,900	0	0	0	36,900	83,100
計	0	315,269	0	6,291	0	422,574	973,030

*交付申請をしなかった議員……仲田豊、喜納正誠、大城堅三
*120,000円を超えた額は自費となります。

記事担当 山田政幸

《政務活動費》地方自治法第100条第14項・15項・16項の規定及び恩納村議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員の村政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

*交 付 額…1人当たり年間120,000円(月額10,000円×12ヶ月)

*交付方法…年2回 前期6ヶ月分(4月・5月・6月・7月・8月・9月)

後期6ヶ月分(10月・11月・12月・1月・2月・3月)

*返 還…交付総額から支出の総額を控除し残余がある場合は返還になります。

○交付対象となる経費

調査研究費	研 修 費	広報広聴会	要請陳情等活動費
議員が行う村の事務及び地方行財政等に要する経費 (調査委託費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会費(視察を含む。)講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借り上料、講師謝金、交通費、バス借り上げ料等)	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費 (広報紙又は報告書印刷費、通信運搬費、交通費、会場費等)	議員が行う要請又は陳情の活動住民相談等の活動に要する経費 (通信運搬費、交通費、宿泊費等)

会議費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 (会場費、印刷費、出席者負担金、会費、交通費等)	議員が行う村政の調査及び研究のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費等)	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (文具費、用紙代消耗品、事務用品代等)	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金)